

「宇都宮市住生活基本計画」について

1 策定の背景

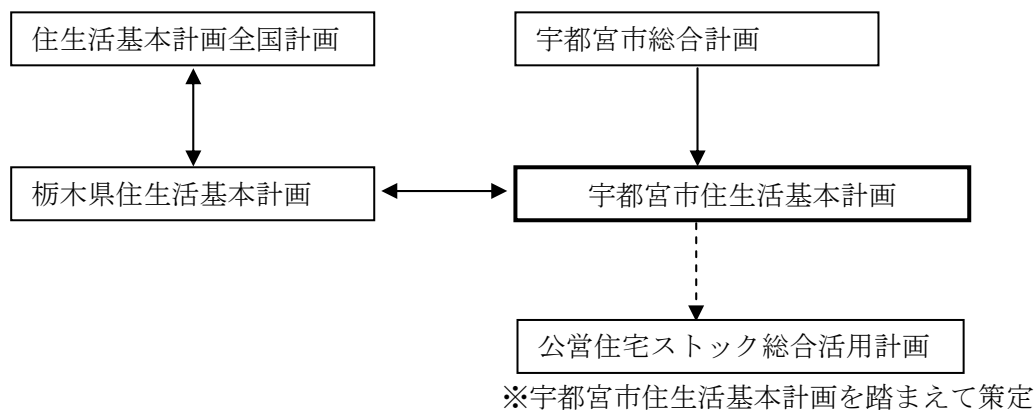
- ・国においては、少子高齢化、人口・世帯減少など社会経済情勢の著しい変化を背景に、国民の住生活の「質」の向上を図るため「住生活基本法」を施行。
- ・国及び栃木県では、「住生活基本法」に基づく「住生活基本計画」をそれぞれ策定。
- ・これらの中で、地域の住宅政策は、住宅ストックの質の向上・活用や、街なか居住の推進、少子化対策に資する居住環境の整備、高齢者等住宅困窮者の居住の安定、公営住宅のあり方等、諸課題を踏まえ、行政、事業者、居住者の連携と協力のもとで施策を推進すべきことが示されている。

2 策定の目的

本市の住宅事情や地域特性、まちづくりの方向性を踏まえ、「住生活基本計画」全国計画及び栃木県計画との整合性を図りながら、市民の住生活の安定・向上のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成13年3月に策定した「宇都宮市住宅基本計画」を見直し、「宇都宮市住生活基本計画」を策定するもの。

3 計画の位置づけ

- ・「宇都宮市総合計画」の分野別計画として策定。
- ・国・県の「住生活基本計画」を踏まえ、基本的な部分の整合性を図る。
- ・関連計画における住生活に関する施策・事業については、この計画との整合・調整を図る。



4 計画の期間

平成20年度～平成27年度（8年間）（「住生活基本計画」全国計画に合わせて設定）

5 検討の内容

- (1) 本市の住宅や住環境に関する現状把握，分析
 - ・住宅ストック，耐震化率，バリアフリー化率，省エネ化率，住宅困窮者の居住実態等
- (2) 住宅に関する関連計画及び関連制度等の整理
- (3) 「宇都宮市住宅基本計画」の検証と課題の整理
- (4) 住宅政策の方向性と成果指標の設定
 - ア 良質な住宅ストックの形成等（耐震化，省エネ化，バリアフリー化等の推進等）
 - イ 良好な住環境の形成等
（都心・街なか居住の推進，浸水対策・土砂災害対策等の推進等）
 - ウ 多様なニーズに応えられる住宅市場の環境整備
（子育て世帯への支援，住宅取得の金融面での支援等）
 - エ 住宅確保に配慮を要する市民の居住の確保
（低所得者などへの公営住宅の供給，高齢者向け賃貸住宅供給等）
- (5) 市営住宅の方向性の検討
- (6) 計画実現のための推進体制等

6 策定体制

- (1) 庁内検討組織

策定委員会〔住生活基本計画原案の策定〕

委員長 建設部次長 副委員長 都市開発部次長

委員 行政経営部次長，総合政策部次長，保健福祉部次長，環境部次長

検討委員会〔計画案の調整〕

委員長 住宅課長 副委員長 都市計画課長

委員 財政課長，政策審議室長，地域政策室長，高齢福祉課長，障害福祉課長，児童福祉課長，環境政策課長，都市再開発課長，建築指導課長，公園緑地課長，区画整理計画課長，河川課長，土木管理課総務担当主幹

検討班〔計画素案の作成，住宅施策の調査・研究〕

班長 住宅課長補佐

班員 財政課，政策審議室，地域政策室，高齢福祉課，障害福祉課，児童福祉課，環境政策課，都市計画課，都市再開発課，建築指導課，公園緑地課，区画整理計画課，河川課，土木管理課総務担当

- (2) 庁外検討組織

- ・懇談会の設置
- 学識経験者，関係機関委員，一般公募委員

- (3) 市民の意見の反映

- ・パブリックコメントの実施

7 スケジュール

| | | |
|-------|-----|--------------|
| 平成19年 | 4月 | 庁内検討組織の設置 |
| | 6月 | 懇談会設置 |
| | 12月 | 計画原案策定 |
| 平成20年 | 1月 | パブリックコメントの実施 |
| | 2月 | 最終案作成 |
| | 3月 | 計画の決定・公表 |